

○京丹後市天女の里交流施設条例

平成16年4月1日

条例第180号

(設置)

第1条 地域農業の振興と住民の生活向上を図るため、豊かな自然を活用した都市と農村との交流活動の拠点として、天女の里交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 天女の里交流施設の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 京丹後市天女の里交流施設
- (2) 位置 京丹後市峰山町鱒留1642番地

(管理及び運営)

第3条 市長は、京丹後市天女の里交流施設（以下「天女の里」という。）を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(利用の許可)

第4条 天女の里の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、天女の里の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、天女の里の利用を許可しない。

- (1) その利用が天女の里の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、天女の里の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、天女の里を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以

外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は天女の里の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和4年京丹後市規則第65号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天女の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に天女の里の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 天女の里の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 天女の里の施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 第4条に規定する施設の利用の許可に関する業務
- (4) 天女の里の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第3条から第5条まで、第7条及び第8条並びに第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正に天女の里の管理を行うこと。
- (2) 天女の里の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金の收受)

第16条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に、天女の里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の峰山町天女の里交流施設の設置及び管理に関する条例（平成12年峰山町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月25日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定、第2条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例の規定、第3条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定、第4条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例の規定、第5条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定、第6条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定、第7条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定、第8条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定、第9条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定、第10条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定及び第11条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

別表（第9条、第16条関係）

1 施設の使用料

利用施設	単位	使用料（円） (9:00~22:00)
加工研究室	4時間以内	240
	1時間（4時間を超える場合）	60
地域特産物製造室	4時間以内	320
	1時間（4時間を超える場合）	80
研修室	4時間以内	720

	1時間（4時間を超える場合）	180
体験実習室	4時間以内	720
	1時間（4時間を超える場合）	180

## 2 施設の附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円） （9：00～22：00）
冷暖房設備（研修室）	1時間	90

## 3 宿泊施設の使用料

利用施設	単位		使用料（円）
コテージ	1戸（宿泊利用）	14：00～翌日10：00	12,000+（利用者数×1,500）
	1戸・1時間（デイ利用）	9：00～17：00	1,000
テントベース（電源付）	1基（宿泊利用）	14：00～翌日10：00	5,000
	1基（デイ利用）	9：00～17：00	2,500
フリーサイト（電源無）	1張（宿泊利用）	14：00～翌日10：00	4,000
	1張（デイ利用）	9：00～17：00	2,000

## 4 宿泊施設の附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
テント（レンタル）	1張	1,000

### 備考

- 施設及び附属設備の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 施設若しくは附属設備又はコテージのデイ利用の利用する時間数が1時間未満であ

る場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。